

JAL907 便ニアミス事故裁判控訴審開始にあたっての見解

2007年9月5日
航空安全推進連絡会議

2001年1月31日静岡県焼津市上空で発生したニアミス事故で、当時航空管制を行っていた管制官2名が業務上過失傷害罪に問われた裁判の控訴審が、9月4日東京高裁にて始まった。検察官による冒頭陳述によれば、2006年3月20日の東京地裁判決には重大な事実誤認があり認められないということであった。

この事故発生当初より事故原因の科学的な究明と再発防止を求め続けてきた航空安全推進連絡会議は、次の2点につき見解を発表する。

第一は、2名の管制官には刑法上の過失は全くなく、第一審の判決どおり無罪であることは明らかだということである。その理由は、第一審判決文に記載されているとおりである。検察の必要以上に裁判を延ばすことに対して憤りを感じざるを得ない。

第二は、しかしながら事故で100名の方々が重軽傷を負われたという事実を厳粛に受け止めなければならないということである。改めて怪我をされた方々の心身ともに受けられた苦痛に対してお見舞いを申し上げます。事故は二度と起こしてはならない。

このニアミス事故は複雑ないくつもの要素が絡み合って起こった典型的な「システム性事故」であることが明らかになっている。そのひとつの要素である管制官の「便名の言い間違い」だけではこのような重大な事故にはならなかった。規定の不備、不完全な警報装置、狭い空域に大量の航空機など、いくつもの要素が絡み合って起こったものであった。これらを一つ一つ分析し再発防止に向け対策を立てることがもっとも重要である。

このシステムの中にある個人の責任追及は、真の原因を覆い隠し再発を防止する観点から逆行している。さらに言えばたとえ人間に関するミスがあったとしてもそれをカバーするシステムになっていなければ、安全・安心を提供することは出来ないだろう。

検察は、個人の責任追及なしには社会が満足しないという考えを持っていると聞く。これは昨今の社会的問題となった安全対策を見てもわかるとおり、社会が求めていることと大きなずれが生じている。「誰が悪かったのか」では「どうやって事故は起こったのか」が明らかにならない。個人の責任を追及する刑事裁判では事故の真相は明らかにならないのである。

航空事故の場合、検察による個人責任追及は原因を不明確にするばかりでなく、関係者からの重要な証言が得られなくなる可能性まで心配される。その意味で、このニアミス事故で航空関係者が起訴されたことは、今後の航空事故調査に対して重大な影響を及ぼした。

この事故で怪我をされた方々のためにも、複雑な事故の原因を究明し再発を防止しなければならない。

以上